

## 旅費に関する規程

---

- 第1条 この規程は同窓会会員(以下「会員」という。)が、同窓会活動のために出張する場合において支給する旅費に関する事項を定める。
- 第2条 出張は同窓会会長(以下「会長」という。)の指示により、同窓会事務局長(以下「事務局長」という。)が出張を依頼する。  
2 旅費は会長が必要と認めた場合に限り支給する。  
3 総会および支部・部会連絡協議会の開催にあたり、各支部・部会において参加者最大2名分の旅費を支給することができる。  
4 評議員会への参加については、参加評議員に対して旅費を支給することができる。
- 第3条 旅費の種類は、原則鉄道運賃、バス運賃および宿泊料とする。  
2 会員の出張に対して、日当は支給しない。
- 第4条 鉄道運賃およびバス運賃は、もっとも経済的な通常の経路および方法により、基点から目的地へ出張した場合の旅費を計算する。ただし、用務の都合上、天災地変、その他やむを得ない事由により通常の経路または方法によって出張し難い場合には、この限りではない。
- 第5条 特別急行列車を運行している路線で、1乗車につき片道100Km以上の場合は特別急行料金を支給する。また、新幹線を利用する場合は新幹線特別急行料金を支給する。  
2 前号にかかわらず、事務局長が必要と認めた場合には特別急行料金を支給する。  
3 特別急行料金には座席指定に係る料金も含む。
- 第6条 事務局長が必要と認めた鉄道によらない陸路で出張をした場合は、(走行距離÷標準燃料[km/リットル]×(ガソリン単価+10円[1リットル当たりの車輛減価償却費相当額])を支給する。  
(1) 走行距離は、出発地点から目的地の往復にかかる距離を同窓会事務局(以下「事務局」という。)にて算出する。  
(2) 標準燃料は、10km/リットルとする。  
(3) ガソリン代は、経済産業省資源エネルギー庁が発表する、出張日の給油所小売価格調査の1リットルあたりのガソリン価格に基づく。  
(4) 有料道路の走行については、出張にかかる経路上のみ支給する。ただし、有料道路の領収書を提出する。
- 第7条 事務局長が必要と認めた場合に限り、航空機による出張を認める。航空運賃はもっとも経済的な方法により出張した場合の実費を支給する。ただし、航空運賃にかかる領収書を提出する。
- 第8条 宿泊費は1宿泊日につき10,000円を支給する。  
2 事務局長が必要と認めた場合に限り、宿泊費を支給する。
- 第9条 同窓会の経費以外から旅費が支給される出張にあつては、この規程による旅費から、同窓会の経費以外から支給される額を差し引き、支給する。  
2 前項の旅費により、出張の目的を達成することが困難と事務局長が認めた場合には補助支給することができる。
- 第10条 運賃は、事務局の所在地を起点として計算する  
2 目的地が事務局の所在地となる場合には、事務局長の判断により起点を設定する。  
3 事務局の所在地を経由しない出張については、事務局長の判断により起点と目的地を設定する。
- 第11条 旅費は、出張する者が別表(1)に指定した振込先口座に支給する。
- 第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、理事会の審理を経て、総会で承認する。
- 第13条 この規程の改廃は、理事会の審理を経て、総会で決定する。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 13 年 7 月 1 日より施行する。

第 1 条 この規程は、平成 21 年 5 月 30 日より施行する。(校名変更)

第 1 条 この規程は、平成 24 年 6 月 22 日より施行する。(部分改正)

第 1 条 この規程は、平成 30 年 5 月 26 日より施行する。(部分改正)